

## 平成25年度第2回入札監視委員会議事録

### 1 日 時

平成25年11月20日(水) 午後2時30分から午後4時15分まで

### 2 場 所

明治安田生命ビル 2階 第2会議室

### 3 出席者

#### 【委 員】

小倉委員長、川島委員、土田委員

#### 【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 竹花部長

資産管理部契約課 澁谷課長、星野企画担当課長、  
小澤課長補佐・契約管理係長、  
栗山土木契約係長、茂木建築契約係長、  
沼田調整担当係長、松田企画担当係長

#### 【設計担当】

環 境 局 施設部施設整備課 永井課長補佐、中野職員

まちづくり局 施設整備部 降屋担当課長

施設整備部電気設備担当 竹下担当係長、福田職員

建設緑政局 道路河川整備部道路施設課 吉濱課長、秦課長補佐、磯崎職員

上下水道局 水道部水道計画課 松永職員

水道部施設整備担当 澤登担当課長、國岡担当係長

下水道部施設課 大塚課長

白柳担当係長（土木・建築設計）

小泉主任、齋藤職員

辻課長補佐（機械設計）、駒井職員

下水道部保全担当 大津担当係長、石倉職員

### 4 議 題

(1) 入札・契約手続の運用状況等について

(2) 平成25年4月1日から平成25年9月30日までの発注工事  
の抽出事案について

(3) その他

### 5 公開・非公開の別 公開（一部非公開となる場合あり）

### 6 傍聴者数 1名

### 7 発言の主な内容

事務局 [平成25年度第2回入札監視委員会の開催宣言]

委員長 [委員長あいさつ]

議題1の「入札・契約手続の運用状況等について」事務局から報告

を求める。

事務局

[議題1について]

○「入札方式別発注工事総括表」(資料1)について報告

市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、平成25年4月1日から平成25年9月30日までに発注した工事について、契約方法別に件数を報告

○「入札方式別発注工事一覧表」(資料2)について報告

表示内容について説明

(工事名・工事種別・契約金額・予算執行課及び随意契約の根拠法令等)

○「平成25年度指名停止等一覧(前期分抜粋)」(資料3)について報告

「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、平成25年度前期に指名停止等を行った事案を報告

委員長

[事務局説明に対する質疑について]

委員

各指名停止案件における措置要件の根拠は何か。

事務局

「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」である。指名停止の基準と期間については、資料3「平成25年度指名停止等一覧」に記載している1番目の事案については、別表2-7に、2番目は、別表1-6に、3番は、別表1-8に該当している。

委員

この別表を見ると指名停止期間に幅があるが、「平成25年度指名停止等一覧」にある事案の1番目の指名停止期間は、どの位か。

事務局

平成25年6月7日から12月6日までの6か月間である。

委員

実際に、最長の期間である36か月(3年間)の指名停止期間を、適用することはあり得るのか。

事務局

原則、「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」の別表に該当する最短の期間を適用している。ただし、指名停止中や指名停止後間もない時期に再度指名停止に該当した場合などは、定められた期間内で長期になることがある。

委員

他の2件(2、3番目)の指名停止期間は、どれくらいか。

事務局	2番目の事案は、2か月間、3番目の事案は、12か月間である。
委員長	<p>[議題2について]</p> <p>議題2の「平成25年4月1日から平成25年9月30日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。</p>
事務局	○一般競争入札の抽出事案「施設再構築 長沢浄水場第3沈でん池・活性炭接触池設置工事」の入札条件・落札結果等について説明
委員長	[一般競争入札の抽出事案「施設再構築 長沢浄水場第3沈でん池・活性炭接触池設置工事」の事務局の説明に対する質疑について]
委員	総合評価点において、一定の点数を上回らなければならない基準点などはあるのか。
事務局	総合評価点は、制度的に価格と価格以外の要素を評価した結果の点数であり、入札参加者が複数ある場合は、この点数によって落札者を決定するものなので、質問をいただいたような基準点はない。
委員	例えば、今回のような1者入札で総合評価点が低い場合、点数の低さが問題になり得ることはないのか。
事務局	総合評価落札方式は、あくまで入札方式の一つであり、落札者を決定するために順位付けを行うものである。基本的に仕様書の基準を満たしていることが施工の最低条件であるので、総合評価点自体が落札決定の判断になるものではない。
委員	要求水準書を策定する基準は何か。
事務局	まず、この工事は、設計と施工を一括して発注したものであり、要求水準書には、最低限の要求事項が記載されているものである。応札業者は、これに従い、技術提案資料等を作成する必要がある。また、提出された技術提案資料等を評価委員会に諮っている。
委員	要求水準書の記載要件を満たさない場合の取扱いは、どうなるのか。
設計担当	要求水準書は、最低限必要な仕様を示しているものであるので、基準を満たしていない項目がある場合は、無効になる。

委員	この事案のように、1者入札の場合に記載要件を満たさないとうなるのか。
事務局	その場合は、不調になる。
委員	不調となった場合には、要求水準を見直すこともあるのか。
設計担当	要求水準を見直すのではなく、入札参加条件の見直しなどの検討を行う。
委員	工事の特殊性等から工事にかかる金額や規模が大きくなり、工期も長期になっていると推測されるが、こういった性質の工事は、概ね設計と施工を一括して発注するのか。
設計担当	設計と施工を一括発して発注するのか選択する場合、金額的な基準があるものではない。今回の発注では工事内容から設計と施工を一括して発注する方法でも妥当性が十分にあると判断した。なお、本件の発注所管としては、初めての設計と施工を一括発注した案件である。
委員	工事担当部局の中では、特殊な案件だったということか。
設計担当	そうである。
委員	入札参加者資格において、経営事項審査結果通知書の総合評定値が設定されているが、実際に点数が高いということは、何を示しているのか。
事務局	<p>経営事項審査結果通知書は、国土交通省若しくは都道府県が業者の施工実績や雇用している技術職員数、経営状況等を総合的な視点から判断して点数が付されている。これが高いということは、実績もあり、経営が安定していると判断でき、工事施工能力を判断する指標である。</p> <p>なお、業種が建築の場合は、大企業では2000点付近となることもあるが、市内中小企業ではAクラスでも、1000点付近が多い。</p> <p>この事案において、共同企業体の代表者に求めている1200点というものは、国土交通省が工事を行う時に、一定程度の技術力を求める値として設定しているものであり、今回これを準用した。また、市内業者では、1200点を超える業者数が少ないので、構成</p>

員4において、基準値を市内業者のAクラスが参加しうる700点以上と設定している。

委員 ある程度、市内業者が参加できる点数設定をしたということか。

事務局 本市は、「川崎市契約条例」において、市内中小企業への優先発注を施策の基本方針としている。しかし、本事案は、WTO案件であるため、地域要件が設定できないものであり、経営事項審査結果通知書の総合評定値によって、市内業者が参加できるよう配慮している。

委員 結果として、この共同企業体に、市内中小企業は入っているのか。

事務局 入っていない。

委員 狙いが外れたということか。

事務局 市内業者が参加することは望ましいことではあるが、共同企業体を結成するのは、あくまでも参加企業の判断になるため、本市としては、市内業者が参加し得るように設定したものである。

なお、WTO案件以外の工事では、可能な限り市内業者に優先発注をしている。

委員 他に市内業者が参加する方法はないのか。

事務局 WTO案件の場合、どうしても地域要件を設定することができないので、この方法にならざるを得ない。これ以上の設定をすると、WTO政府調達協定に抵触してしまう恐れがある。なお、市内中小業者は、大企業と比較すると技術者が少なくなる傾向があり、工期が長い工事に技術者を設置することは、難しい場合もあるようだが、本市の考え方として参加資格自体をなくすのではなく、市内中小企業が参加でき得るような設定をし、市内企業参加への配慮をしている。

委員 やはり工事の規模が障壁になっているのか。

事務局 他のWTO案件では、共同企業体の構成員に市内中小企業が参加していることもあるので、大規模工事だからといって必ずしも市内中小企業が参加できないというわけではないと考えている。

委員	一般論として、難しくなるのか。
事務局	結果から判断すると、必ずしも難しいとまでは、言及できない。
委員	もし、一般論として、難しいと言えるのであるならば、規模が大きくなればなるほど、市内中小企業の参加が難しくなるので、設計・施工一括発注方式が妥当かという疑問が生じうることもあると考えられる。
委員	再確認だが、市内中小企業に参加させるような設定することはできないのか。
事務局	WTO政府調達協定に、企業の所在地を入札参加条件とすることができない旨が明確に定められているので、地域要件を設定することはできない。
<b>【委員長により質疑がないことが確認され、次の議題へ】</b>	
事務局	○一般競争入札の抽出事案「加瀬ポンプ場ほか耐震補強その1工事」の入札条件・落札結果等について説明
委員長	〔一般競争入札の抽出事案「加瀬ポンプ場ほか耐震補強その1工事」の事務局の説明に対する質疑について〕
委員	落札率が100%近くになった理由は、応札者が1者であり、落札するまで入札を行ったからの結果だと推測されるが、3回目の入札で落札業者が決まらない場合は、どうなるのか。
事務局	不調になる。
委員	辞退の理由は何か。
事務局	辞退時に理由の提示を求めているので、不明である。一般的に、業者は、設計図書を見ていない状況で、入札参加の申込みを行っているため、設計図書を見た段階で辞退する場合もあると考えられる。本事案の場合、設計図書を見た段階で、業者側に辞退する何らかの判断があったと推測される。
委員	業者は、応札者が1者であるということが分かっていたのか。

事務局 基本的に、入札は電子入札で行っているため、落札決定して公表するまでは、応札者の数は、分からないようになっている。なお、本事案の工事内容は、大規模施設の中の一部を耐震補強するというもので、一定の施工能力の確保が必要なため、価格的には入札参加者資格は、CランクであるところをBランクに設定している。このため、Bランクの業者の受注案件としては、工事規模が小さいことや利幅の問題が入札参加業者数の少数化や辞退を招く結果となったのではないかと推測される。

委員 入札において、1回目と2・3回目の違いはあるのか。

事務局 特に違いはないが、1回目において、有効な入札の業者は、継続して、2回目の入札に参加できる。なお、予定価格超過の応札者は、まだ応札額を下げる余裕があるため、次の入札に参加することができるが、最低制限価格未満の応札者は、次の入札に参加することができない。

委員 一般的に、2・3回目の入札は、業者が有効な応札を行う前提で行われるのか。

事務局 再入札の案内において、その時点での最低の応札額を全ての参加者へ通知しており、次の入札では、通知した金額より高い応札をした場合は、無効になってしまう条件で、再入札を行っている。

委員 工事に適用するランクは、どのように決めるのか。

事務局 原則、川崎市競争入札参加者選定規程に則って決めるが、工事の性質によっては、設計担当と契約課で協議を行った上で、決めることがある。

**【委員長により質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「入江崎総合スラッジセンター建設機械その31工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 【一般競争入札の抽出事案「入江崎総合スラッジセンター建設機械その31工事」の事務局の説明に対する質疑について】

委員	この工事の場合は、総合評価点が何点以上だとよいのか。
事務局	総合評価落札方式は制度的に、価格と価格以外の要素を評価した結果の点数であり、入札参加者が複数ある場合は、この点数の順位によって落札者を決定するものであり、質問をいただいたような基準点はない。
委員	この案件では、応札業者が1者のみなので、総合評価落札方式で行う必要性はないのではないかと。
事務局	本事案は、川崎市総合評価落札方式のガイドラインに設定している適用対象に該当しているため、これに則り実施しているものである。入札案内でも当該方式の採用を公表しているため、落札決定まで、手続を進めるべきものである。
委員	入札説明書に「積算の疑義」について記載されているが、実際に疑義があるのか。
事務局	これは、本市が発注する工事又は製造に係る一般競争入札及び指名競争入札の透明性及び公平性を確保し、契約を安定させるため、入札に参加した者が、設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行うために実施している制度である。しばしば疑義申立てがあり、制度として機能している。
委員	制度として構築されているから、申立て件数が多いものだと思うのだが。
事務局	この制度を設定する以前は、落札決定後に、入札結果の公正性が疑われるような事案が発生し、落札決定の取消などが発生した。契約締結前であっても、落札決定を取消すことの影響は大きく、これを解消するため落札決定前に設計情報を明らかにして、業者が設計内容を確認する機会を設けた上で落札決定を行うようにしたものである。
委員	入札説明書に技術者の変更が認められた場合についての記載があるが、これはどういう意味か。
事務局	通常の工事において、技術者の変更は、原則認められていないが、工事の性質によっては、技術者を変えざるを得ないものがある。一方で、この事案は、総合評価落札方式であるので、技術者の施工経験



を評価・採点しており、途中で技術者が変更することによって、落札決定時の総合評価点に影響が生じる可能性があるが、遡及して総合評価点を変更することはできないため、その場合は、工事成績評定において減点とするという記載内容である。

なお、記載の但し書きの部分は、国土交通省の取り決めに則った内容のものである。

**【委員長により質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「武蔵小杉駅ラチ外エスカレーター1～3号機改修工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [指名競争入札の抽出事案「武蔵小杉駅ラチ外エスカレーター1～3号機改修工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 入札参加者が2者だが、利益が見込まれにくい工事なのか。

設計担当 設計上は、どの業者でも参加が可能な内容であるが、配置技術者の人数や受注している仕事の量など、各業者の判断で入札に参加していないと考えられる。

委員 設定している条件が厳しいから入札参加者が少ないということではないということか。

設計担当 そうである。

委員 工事請負契約指名理由書を見ると、地理的条件を設定していないが、これはどうしてか。

事務局 通常、本事案の予定価格の場合は、一般競争入札に該当するものである。しかしながら、本事案の工事業種の種目は、「昇降機」になるのだが、平成18年度に発生したシンドラ社のエレベーターの死亡事故の原因等が未だ解明されていないことから、本市の取扱いとして過去に本市の昇降機の受注実績がある業者により指名競争入札としている。これらの業者は、いずれも、市内業者ではないため、地理的条件を外している。

委員 1者が最低制限価格未満の応札のため、無効となっているが、最低制限価格は、機械的に決めているのか。

事務局 最低制限価格は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」に則り、直接工事費などを含めた4つの要素にパーセンテージを掛けて算出しているため、機械的な作業である。

委員                   この要綱では、「一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額」と記載されているが、これは、いつ改定されたのか。

事務局               平成25年6月1日からである。

委員                   一般管理費の内訳は何か。

事務局               業者の継続運営に係る費用が該当する。  
なお、一般管理費の算定基礎割合は、国の基準を準用して、設定している。この割合に関して、本市は、以前、国の基準と同様に、100分の30%としていたが、厳しい経済状況の中で、昨年度本市は、100分の50に引き上げた。しかし、今年度、国の基準が100分の55に上がったため、本市も国の基準を準用して、100分の55に引き上げを行った。

**【委員長により質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局               ○指名競争入札の抽出事案「川崎シンフォニーホール監視カメラ設備改修工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長               [指名競争入札の抽出事案「川崎シンフォニーホール監視カメラ設備改修工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員                   この入札を行うにあたり、こういった事情でこの8者を指名したのか。

事務局               工事施工場所や業者の所在地、過去の受注実績、工事担当部局との調整内容などを考慮し8～10者程度を指名している。

委員                   最初から指名業者数を決めているのか。その理由は何か。

事務局               「川崎市競争入札参加者選定規定及び指名業者選定運用基準」に則り、決めている。

委員                   競争性を確保するためならば、指名業者数が多ければ多い方がよいのではないか。

事務局               選定の考え方においては、8～10者程度であれば、十分に競争性を確保することができるだろうという考えの下、設定している。

委員                   8～10者でも、十分な競争性が保てるが、20者ならより競争性が確保できるのではないか。

事務局 例えば、土木工事においては、入札時期が集中することがあり、この場合、登録されている数多くの業者に短期間で度々見積りを依頼することで、業者への負担が生じる恐れがある。また、本市の業者登録状況を考慮すると、8～10者程度がバランスがよいと考えている。加えて、見積りが集中すると、業者の参加案件の選定によっては、競争性が確保できない入札が生じる懸念もある。

委員 その他にも基準はあるのか。

事務局 年度ごとに各業者の指名状況を把握しており、その状況を考慮することもある。また、工事業種単位の登録数は、概ね20～30者ほどであり、より少ない登録数の業種もあり、全ての案件について20者程度を指名することは、困難な状況である。  
なお、指名する場合は、特定の業者に偏らないよう、平準化を図っている。

委員 必ずしも平準化すればよいという、問題ではないのではないかと。競争性の確保という観点からすると平準化は、全く逆になってしまう。このバランスを取るのが難しく、このバランスを取るのが、「川崎市競争入札参加者選定規定及び指名業者選定運用基準」であろう。

事務局 「川崎市競争入札参加者選定規定及び指名業者選定運用基準」により、基準を設定しているが、これは案件単位で指名数を定めることで、入札手続きの煩雑化や入札日程の長期化などを防止するために一定の基準を定めて指名している。

委員 うまく機能しているのか。

事務局 順当に落札もされており、機能しているものと考えている。

委員 開札状況表を見ると、再入札で同額の応札となっているが、どのように落札業者を決めたのか。

事務局 くじ引きによって決めた。

委員 くじ引きにする根拠は何か。

委員 地方自治法施行令である。

**【委員長により質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局 ○随意契約の抽出事案「浮島処理センター蒸気タービン発電機固定子コイルその他補修工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [随意契約の抽出事案「浮島処理センター蒸気タービン発電機固定子コイルその他補修工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 この随意契約理由は、設計・施工した業者に補修をしてもらうことが最もよいということか。

設計担当 そのとおりである。

委員 「随意契約理由書」には、本市との保証体制が確立できることの記載があるが、これはどういうことか。

設計担当 メーカー製品の部品交換にあたり、不具合が生じた場合の対応ができるということである。

委員 別に配布している事業概要にある関連工事等も随意契約で行っているのか。

事務局 原則として全ての入札は一般競争での執行が前提であるが、一般的に、既設整備に密接不可分の関係にある部品交換を行うような補修の場合など、工事内容を勘案し随意契約を採用する。既設整備との関係性が低い工事で、例えば、外壁改修などとなると、一般競争入札等を採用することになる。

**【委員長により質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局 ○随意契約の抽出事案「川崎市男女共同参画センター冷温水発生機補修工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [随意契約の抽出事案「川崎市男女共同参画センター冷温水発生機補修工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 3回目の入札で落札者が決定しない場合は、どうするつもりだったのか。

事務局 3回目の入札で不調とし、設計等を見直しして、改めて入札を行う。

**【委員長により質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局 ○随意契約の抽出事案「加瀬水処理センターNo. 8ブロワ用電動機整備その他工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [随意契約の抽出事案「加瀬水処理センターNo. 8ブロワ用電動機整備その他工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 開札状況表の最低制限価格の記載が0円となっているがこれはどういうことか。

事務局 他の案件と同様に、随意契約の場合は、最低制限価格を設定していない。これは、運用しているシステムが市長部局と上下水道局とで異なることから生じる表示方法の違いによるものである。

委員長 以上で審議を終了したい。  
審議の結果、平成25年度前期の入札・契約事務については、いずれも適正に執行されていたと確認する。

委員長 [議題3 その他について]

事務局 ○次回の事案の抽出委員について  
委員会の運営指針により、小倉委員長が抽出委員である旨を確認。

○平成26年度前期の委員会の開催日について  
平成26年5月16日（金）又は23日（金）に委員会を開催することを予定し、後日改めて日程を調整することとした。

[閉会]

委員長 それでは、これで平成25年度第2回川崎市入札監視委員会を閉会する。